

# 宮城県トラック協会の助成制度を利用する前に

## ○当協会の助成事業の基本的なルール

- ◆ 助成対象は … 県内の自動車(緑ナンバー)・運転者・事業所等です。
  - ※ 運転者とは、事業用自動車(貨物)の選任運転者をいいます。
- ◆ 助成内容は … 本年度実行分(導入・取得・受診・受講・開催・借入・支払等)
  - ※ 助成対象機器・講習・団体等は、助成対象一覧をご参照ください。  
但し、機器等は中古品・レンタル品を除きます。
  - ※ 助成対象機器等に関しては、見積書・請求書に型式や購入単価の記載が必要となります。なお、作業や周辺機器等その他の費用及び消費税は、対象外です。
- ◆ 助成金申請内容・書類等の確認については、当協会ホームページをご確認ください。

宮城県トラック協会ホームページ (<http://www.miyatokyou.or.jp/>)

下段の「トピックス」→「助成金・補助事業」→「各要綱全ページ」→「助成事業概要」

- ※ 申請書類等によっては、補足資料を求める場合もございます。
- ※ 実績報告申請の際は、領収書(写)の添付が、必要となります。また、インターネットバンキングによるお支払いの際は、振込・引落(実行)を確認できる書類も必要となりますので、ご注意ください。  
(入出金明細照会、総合振込明細表兼振込手数料のお知らせ、など)
- ※ ドラレコ等の機器をリース車両に取付した場合は、実績報告時にリース契約書(写)を添付していただくことがあります。
- ※ 振込口座情報の記載間違いがあった場合は、訂正手数料(660円)を差し引きお振込みをさせていただきます。

## <運転者適性診断(一般・初任・適齢)助成には、ご注意を！>

・1事業者あたりの助成金利用人数は、宮ト協に届出している車両台数を上限とし、上限に到達した時点(±0状態)で助成終了となります。また、超過した人数については、次年度に差し引いた人数分の助成となりますので、ご注意ください。

・超過後の受診料は、自動車事故対策機構(ナ斯巴)へ全額お支払いとなります。

<台数に関するお問合せ>

宮城県トラック協会	TEL	022-238-2721	内線①
自動車事故対策機構	TEL	022-204-9902	